

船橋市宅地開発事業施設整備基準（昭和53年5月1日施行）の一部改正

改正後	改正前																
<p>船橋市宅地開発事業施設整備基準 第1条～第15条（略） （駐車場等）</p> <p>第16条 宅地開発事業による予定建築物が一戸建ての住宅の場合は、一区画の敷地に1台の駐車場を確保すること。</p> <p>なお、駐車区画は、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とすること。</p> <p>2 共同住宅を建築しようとする場合は、計画戸数の6割以上の台数の自動車を収容できる駐車場を設置すること。<u>ただし、協議のうえやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u>なお、駐車区画は、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上の駐車区画で設置すること。<u>また、機械式駐車施設を設置する場合は、構造等について市と協議すること。</u></p> <p>3 住宅以外の用に供する建物を建築しようとする場合は、別表第1及び別表第2に定めるところにより、駐車施設を設置すること。<u>ただし、協議のうえやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>船橋市宅地開発事業施設整備基準 第1条～第15条（略） （駐車場等）</p> <p>第16条 宅地開発事業による予定建築物が一戸建ての住宅の場合は、一区画の敷地に1台の駐車場を確保すること。</p> <p>なお、駐車区画は、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とすること。</p> <p>2 共同住宅を建築しようとする場合は、計画戸数の6割以上の台数の自動車を収容できる駐車場を、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上の駐車区画で設置すること。<u>ただし、機械式駐車施設を設置する場合は、構造等について市と協議すること。</u></p> <p>3 住宅以外の用に供する建物を建築しようとする場合は、別表第1及び別表第2に定めるところにより、駐車施設を設置すること。</p>																
<p>別表第1 用途別台数</p>	<p>別表第1 用途別台数</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 1384 435 1420">用途</th> <th data-bbox="442 1384 786 1420">設置すべき台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="196 1429 435 1509">百貨店その他の店舗及び事務所</td> <td data-bbox="442 1429 786 1509">建物の延べ床面積150㎡当たり1台以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1518 435 1697">百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く特定用途</td> <td data-bbox="442 1518 786 1697">延べ床面積1,500㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積200㎡当たり1台以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1706 435 1881">非特定用途</td> <td data-bbox="442 1706 786 1881">延べ床面積2,000㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積450㎡当たり1台以上</td> </tr> </tbody> </table>	用途	設置すべき台数	百貨店その他の店舗及び事務所	建物の延べ床面積150㎡当たり1台以上	百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く特定用途	延べ床面積1,500㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積200㎡当たり1台以上	非特定用途	延べ床面積2,000㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積450㎡当たり1台以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 1384 1078 1420">用途</th> <th data-bbox="1085 1384 1430 1420">設置すべき台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 1429 1078 1509">百貨店その他の店舗及び事務所</td> <td data-bbox="1085 1429 1430 1509">建物の延べ床面積150㎡当たり1台以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1518 1078 1697">百貨店その他の店舗及び事務所を除く特定用途</td> <td data-bbox="1085 1518 1430 1697">延べ床面積1,500㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積200㎡当たり1台以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1706 1078 1881">非特定用途（住宅を除く）</td> <td data-bbox="1085 1706 1430 1881">延べ床面積2,000㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積450㎡当たり1台以上</td> </tr> </tbody> </table>	用途	設置すべき台数	百貨店その他の店舗及び事務所	建物の延べ床面積150㎡当たり1台以上	百貨店その他の店舗及び事務所を除く特定用途	延べ床面積1,500㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積200㎡当たり1台以上	非特定用途（住宅を除く）	延べ床面積2,000㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積450㎡当たり1台以上
用途	設置すべき台数																
百貨店その他の店舗及び事務所	建物の延べ床面積150㎡当たり1台以上																
百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く特定用途	延べ床面積1,500㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積200㎡当たり1台以上																
非特定用途	延べ床面積2,000㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積450㎡当たり1台以上																
用途	設置すべき台数																
百貨店その他の店舗及び事務所	建物の延べ床面積150㎡当たり1台以上																
百貨店その他の店舗及び事務所を除く特定用途	延べ床面積1,500㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積200㎡当たり1台以上																
非特定用途（住宅を除く）	延べ床面積2,000㎡を超えるもの 建築物の延べ床面積450㎡当たり1台以上																
<p>備考 この表において、「特定用途」とは、「駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条第1項に規定する特定用途」</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、「特定用途」とは、「駐車場法(昭和32年法律第106号)</p>																

をいう。

別表第2 駐車区画等

幅	奥行	設置すべき台数 に対する割合
2.3m以上	5.0m以上	9割
2.5m以上	6.0m以上	1割
3.5m以上		

備考

- 幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上の駐車区画は、車いす利用者のため、一区画以上確保すること。
- 機械式駐車施設を設置する場合は、構造等について市と協議すること。
- 共同住宅を建築しようとする場合は、計画戸数以上の自転車を収容できる自転車置場(1台当りの標準面積は1.14平方メートルとする。)を設置すること。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 住宅以外の用に供する建物を建築しようとする場合は、自転車置場の位置、規模等に関して、市と協議すること。

第17条～第22条 (略)

第20条第1項に規定する特定用途」をいう。

別表第2 駐車区画等

幅	奥行	設置すべき台数 に対する割合
2.3m以上	5.0m以上	9割
2.5m以上	6.0m以上	1割
3.5m以上		

備考

- 幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上の駐車区画は、車いす利用者のため、必ず一区画以上確保すること。
- 機械式駐車施設を設置する場合は、構造等について市と協議すること。
- 共同住宅を建築しようとする場合は、計画戸数以上の自転車を収容できる自転車置場(1台当りの標準面積は1.14平方メートルとする。)を設置すること。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 住宅以外の用に供する建物を建築しようとする場合は、自転車置場の位置、規模等に関して、市と協議すること。

第17条～第22条 (略)

附 則

(施行期日)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。